

株主各位

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

株式会社 **アイチ** コーポレーション

取締役社長 三 浦 治

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当日のご出席を見合わせ、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使用いただくことを、強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
当本社（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈および取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使の方法については、3ページおよび4ページをご覧ください。
 - ◎連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aichi-corp.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aichi-corp.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が懸念されております。ご出席の株主の皆様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染拡大防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。体調がすぐれない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により事前に議決権の行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮ください。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な措置（株主の皆様の間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講ずる場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本年は、お土産の配布および製品展示を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[ご参考]

書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きについて

書面またはインターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付ください。

インターネットによる議決権の行使



■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)*¹から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)

バーコード読み取り機能付きの携帯電話を利用して、QRコード*²を読み取り、議決権行使専用のウェブサイトアクセスいただくことも可能です。

なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



※1 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Oath Inc.の商標または登録商標です。

※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信(TLS通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月17日(水曜日)の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクへお問い合わせください。

■ インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること、議決権行使サイトに自動的にログインし、議決権行使が可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- (5) セキュリティの観点から、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を使用して自動的にログインできるのは1回のみです。2回目以降は「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になりますのでご了承ください。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

- 機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（受付時間 午前9:00～午後9:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様へ長期的な視点に立った配当を基本として、経営体質強化および今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円といたします。
総額 1,009,119,553 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月19日といたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金11円と合わせまして、年間の配当金は24円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化や不測の事態が生じた場合であっても、株主に対して剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするために、変更案第40条（剰余金の配当等）を新設し、剰余金の配当等を取締役会決議で行うことを可能とします。
- (2) 重複する現行定款第40条（期末配当金）および現行定款第41条（中間配当金）を削除し、また、現行定款第42条（期末配当金および中間配当金の除斥期間）を変更案第41条（剰余金の配当の支払免除および利息）に変更し、一部字句の修正を行います。
- (3) 本件定款変更は株主による配当に関する議題提案権を排除するものではありません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部は、変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計 算 第39条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第7章 計 算 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等)</p> <p>第40条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当をする。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をする。</u></p> <p>3 <u>当社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金)</p> <p>第40条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金および中間配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の支払免除および利息)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの剰余金の配当には利息を付さない。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬諮問委員会において意見の交換および内容の確認を行ったうえで決定しており、監査等委員会は、本議案の各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みうら おさむ 三浦 治 (1954年12月12日生)	1977年4月 日産自動車株式会社入社 1999年6月 株式会社豊田自動織機製作所入社 (現社名 株式会社豊田自動織機) トヨタテキスタイルマシナリー株式会社 取締役社長 2007年1月 トヨタ欧州産業車両有限公司取締役社長 2007年6月 株式会社豊田自動織機常務役員 2008年6月 株式会社豊田自動織機執行役員 2010年6月 当社専務取締役 2015年6月 当社代表取締役専務取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）	20,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社の取締役として長年経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また海外における長年の業務経験による深い知識と経営全般における豊富な経験と高い識見を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	やまがしとしい 山 岸 俊 哉 (1959年9月14日生)	1982年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社 (現社名 株式会社豊田自動織機) 2008年6月 株式会社豊田自動織機執行役員 2011年6月 Toyota Industries North America, Inc. 社長 Toyota Industrial Equipment Manufacturing, Inc. 社長 2012年6月 Toyota Material Handling North America, Inc. 会長 2016年6月 株式会社豊田自動織機常務役員 2019年6月 当社代表取締役専務取締役企画・ 管理部門、営業部門統括(現任)	41,236株
取締役候補者とした理由 株式会社豊田自動織機およびその連結子会社において、長年にわたり経営者としての経験を有するとともに、当社の取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。経営全般における豊富な経験と高い識見を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。			
3	たがみよしお 田 上 吉 夫 (1960年7月10日生)	1983年4月 当社入社 2008年1月 当社商品開発部長 2009年1月 当社研究開発部長 2011年7月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役製品企画部門、技術・ 開発部門管掌 2017年6月 当社常務役員調達部、生産技術部 管掌 2018年6月 当社常務役員品質保証部門、調達 部、生産技術部管掌 2019年6月 当社常務役員品質保証部門、生産 管理部門、生産技術部管掌(現任)	12,030株
取締役候補者とした理由 当社の常務役員として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において技術・開発部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、今回、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山岸俊哉氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者(親会社)である株式会社豊田自動織機の業務執行者であったことがあります。同氏の株式会社豊田自動織機における過去5年間の地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会から同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	高月重廣 (1950年1月11日生)	1974年4月 三井造船株式会社入社 1976年1月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 (現社名 PwCあらた有限責任監査法人) 1991年7月 プライスウォーターハウス英国ファームパートナー (現社名 プライスウォーターハウスクーパーズ) 2001年7月 中央青山監査法人入所 2007年7月 新日本監査法人入所 代表社員 (現社名 EY新日本有限責任監査法人) 2014年6月 当社監査役 2018年6月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] なし	0株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 過去に直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を持ち、会計監査および国際税務に関する豊富な知識と経験等を有し、監査等委員の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	東上清 (1956年2月5日生)	1979年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 (現社名 トヨタ自動車株式会社) 1998年1月 トヨタ自動車株式会社オセアニア室室長 2003年1月 Toyota Motor Europe S.A./N.V.出向 2008年1月 トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部部长 2010年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 執行役員 2013年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員 2019年6月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] なし	0株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社にて常務執行役員を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験および幅広い識見を有しております。これらの経験と識見により、当社の経営全般に対し独立的な立場から助言・提言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	川西拓人 (1976年8月10日生)	<p>2003年10月 弁護士登録 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 金融庁検査局出向 2010年2月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所 2012年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 2015年6月 株式会社FIS社外取締役 (現任) 2015年7月 のぞみ総合法律事務所入所 2016年7月 のぞみ総合法律事務所パートナー (現任) 2018年7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 (現任) 2019年9月 株式会社スカラ社外監査役 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカラ社外監査役 株式会社F I S 社外取締役</p>	0株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 弁護士の資格を持ち、会社法務および金融関連業務に関する豊富な知識と経験等を有し、監査等委員の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、今回、監査等委員である取締役候補者としていたしました。		
4	青沼健二 (1965年1月7日生)	<p>1988年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社 (現社名 株式会社豊田自動織機) 2009年1月 株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー海外営業部企画管理室長 2012年1月 Toyota Material Handling U.S.A.,Inc. 副社長 2017年1月 株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー営業統括部長 2018年1月 株式会社豊田自動織機コンプレッサー事業部事業企画部長 2019年6月 当社取締役 (現任) 株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー総合企画部長 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー総合企画部長</p>	0株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 株式会社豊田自動織機にて、営業統括および事業企画部長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験および幅広い識見を有しております。これらの経験と識見により、当社の経営全般に対し助言・提言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 高月重廣氏、東上清氏および川西拓人氏の3名は、社外取締役候補者であります。
 (1) 高月重廣氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 (2) 東上清氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

3. 当社は、高月重廣氏および東上清氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、川西拓人氏が選任された場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定であります。
5. 当社は高月重廣氏、東上清氏、および青沼健二氏の3名と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。また、高月重廣氏、東上清氏、川西拓人氏および青沼健二氏の4名が選任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 青沼健二氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社豊田自動織機の業務執行者であったことがあります。同氏の株式会社豊田自動織機における過去5年間の地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈および取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役大平彰彦氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おお ひら あき ひこ 大 平 彰 彦	2016年6月 当社取締役（現任）

また、当社は2020年5月29日の取締役会において、経営改革の一環として、取締役の退職慰労金制度を今回の株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役2名に対し、今回の株主総会の終結の時までの在任期間をもとに、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期は各氏の取締役退任の時としたいと存じます。

第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
み うら おさむ 三 浦 治	2010年6月 当社専務取締役 2015年6月 当社代表取締役専務取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）
やま ぎし とし や 山 岸 俊 哉	2019年6月 当社代表取締役専務取締役（現任）

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初より雇用・所得環境の改善、個人消費の持ち直しが見られ、回復傾向にありましたが、一方で、米国の保護主義的な通商政策の長期化や中国経済の減速などの影響による製造業の輸出低迷や生産の減少など、企業収益は慎重な見方で推移いたしました。さらに、期末にかけて発生いたしました、新型コロナウイルス感染症拡大からの経済活動の減速による景気の悪化が懸念され、先行きが見通せない状況にあります。

このような環境の中、特装車の販売につきまして、第2四半期連結累計期間までは排ガス規制による一時的な需要増加がありましたが、第3四半期連結累計期間からの反動減、および台風19号による影響などにより、レンタル業界を除き、前連結会計年度に比べ売上が減少いたしました。

この状況のもと、当連結会計年度の経営成績は、売上高は前連結会計年度を35億2百万円(6%)下回る583億36百万円となりました。主な売上高の内訳を示しますと、特装車売上高は前連結会計年度を34億32百万円(7%)下回る464億58百万円、部品・修理売上高は前連結会計年度並みの111億27百万円となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減額	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率
特 装 車		百万円	%	百万円	%	百万円	%
	穴 掘 建 柱 車	3,162	5.1	740	1.3	△2,422	△76.6
	高 所 作 業 車	44,058	71.3	43,278	74.1	△779	△1.8
	そ の 他	2,669	4.3	2,439	4.2	△229	△8.6
	計	49,890	80.7	46,458	79.6	△3,432	△6.9
部 品 ・ 修 理		11,190	18.1	11,127	19.1	△63	△0.6
そ の 他		757	1.2	750	1.3	△7	△0.9
合 計		61,838	100.0	58,336	100.0	△3,502	△5.7

利益につきましては、営業利益は前連結会計年度を11億42百万円(16%)下回る58億57百万円、経常利益は前連結会計年度を11億73百万円(16%)下回る62億19百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を6億1百万円(11%)下回る49億23百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は12億89百万円で、その内容は次のとおりであります。

区 分	内 容	金 額
機 械 及 び 装 置	新治・伊勢崎工場の機械設備およびデモ車他	百万円 746
建 物 及 び 構 築 物	新治・伊勢崎工場の建物他	202
そ の 他	新治・伊勢崎工場の型・治具等	339
合	計	1,289

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、通常の運転資金のほか設備投資資金を自己資金により賄い、増資・社債等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	62,608	61,474	61,838	58,336
経常利益 (百万円)	8,038	8,328	7,393	6,219
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,118	5,785	5,525	4,923
1株当たり当期純利益 (円)	65.94	74.53	71.18	63.42
総資産 (百万円)	83,831	80,696	84,562	82,763
純資産 (百万円)	55,904	60,950	65,254	67,944
1株当たり純資産額 (円)	720.17	785.18	840.64	875.30

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	62,308	61,129	61,030	57,961
経常利益 (百万円)	8,199	7,789	7,000	5,805
当期純利益 (百万円)	5,392	5,336	5,190	4,645
1株当たり当期純利益 (円)	69.46	68.75	66.86	59.84
総資産 (百万円)	82,614	78,884	82,894	81,069
純資産 (百万円)	55,575	59,908	63,632	66,015
1株当たり純資産額 (円)	715.94	771.76	819.74	850.44

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社豊田自動織機で、同社は当社の株式40,521千株（議決権比率52.2%）を保有いたしております。

当社と親会社とは、特装車の販売および部品の販売・購入などの取引を行っております。

また、親会社が運用する「キャッシュマネージメントサービス」に余剰資金の預け入れをしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

営業取引につきましては、第三者との通常の取引と同様の水準で価額その他の取引条件の決定を行っております。同様に、余剰資金の預け入れ金利につきましても、市場金利を勘案した合理的な利息が設定されており、経済的合理性にかなうよう留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より従業員1名が当社の取締役(監査等委員)に就任しており、経営情報の交換等、親会社等との連携を取りながら、取締役会を運営しております。

なお、当社の事業活動につきましては、親会社等と事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はありません。また、取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、当社の利益を害さないようその妥当性の判断を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
浙江愛知工程機械有限公司	15,000千米ドル	100.0%	特殊機械の製造販売
AICHI NZ LIMITED	2,300千NZドル	100.0%	当社製品の販売
AICHI AUS PTY LTD	1,700千豪ドル	100.0%	当社製品の販売
(関連会社)			
杭州愛知工程車輛有限公司	10,000千米ドル	50.0%	特殊自動車の製造販売

(注)株式会社アイチ研修センターは2019年6月1日付をもって当社に吸収合併されております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、世界的な拡大を見せる新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用環境、企業収益の悪化をはじめ景気の先行きが見通せない状況が続くと思われまます。

このような中で、当社グループにおきましては、作業環境創造企業としての経営の基本方針に基づき、経済の発展と豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。

中長期的な経営戦略としましては、世界市場での高所作業車メーカーとしての確固たる地位の確立をめざし、新商品の計画的な投入とグローバルな製品供給体制づくりを進めてまいります。

また、全社をあげて原価低減と業務効率化に取り組み、利益を創出してまいります。

なお、企業の信頼性確保のため、内部統制システムの整備・運用が求められております。当社グループは、より一層の内部統制機能の充実に取り組むとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

何卒、株主の皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループ(当社、子会社3社および関連会社1社により構成)が営んでいる主な事業内容は、電力・電気・通信工事用の穴掘建柱車・高所作業車等と建設・荷役用の高所作業車等の製造、販売、部品・修理およびスキッドステアローダー等の製造、販売ならびに高所作業車等の研修を行っております。

また、一部の高所作業車につきましては、親会社へOEM供給を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
支 店	北日本 (宮城)、関東 (埼玉)、中部 (愛知)、関西 (大阪)、 中四国 (広島)、九州 (福岡)
工 場	新治 (群馬)、伊勢崎 (群馬)

② 子会社及び関連会社

会 社 名	所 在 地
(子会社) 浙江愛知工程機械有限公司 AICHI NZ LIMITED AICHI AUS PTY LTD	中華人民共和国浙江省杭州市 Otago New Zealand Queensland Australia
(関連会社) 杭州愛知工程車輛有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市

(注)株式会社アイチ研修センターは2019年6月1日付をもって当社に吸収合併されております。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減 (△)
1,111名	△19名

(注) 使用人数は、就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,008 名	8 名	42.2 歳	18.4 年

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数は、常務役員4名および期間従業員等147名を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 235,000,000株
- ② 発行済株式の総数 79,453,250株(うち自己株式1,828,669株)
- ③ 株主数 7,893名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	40,521 ^{千株}	52.2 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,300	3.0
光 通 信 株 式 会 社	2,275	2.9
N D S 株 式 会 社	2,072	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,830	2.4
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,367	1.8
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	1,274	1.6
アイチコーポレーション従業員持株会	1,088	1.4
東京海上日動火災保険株式会社	867	1.1
愛 協 会	812	1.0

- (注) 1. 当社は、自己株式 (1,828,669株) を所有しておりますが、上記の大株主より除いております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 浦 治	
代表取締役専務	山 岸 俊 哉	企画・管理部門、営業部門統括
取締役	大 平 彰 彦	情報システム部門、品質保証部門、技術・開発部門、生産管理部門、製造部門統括
取締役 (監査等委員)	高 月 重 廣	
取締役 (監査等委員)	伊 藤 卓 志	NDS株式会社相談役 テレビ愛知株式会社社外取締役 株式会社エフエム愛知社外取締役
取締役 (監査等委員)	東 上 清	
取締役 (監査等委員)	青 沼 健 二	株式会社豊田自動織機 トヨタL&Fカンパニー総合企画部長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 高月重廣氏、取締役 (監査等委員) 伊藤卓志氏および取締役 (監査等委員) 東上清氏は、社外取締役であります。
2. 2019年6月21日開催の第71回定時株主総会において、山岸俊哉氏が取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。
3. 2019年6月21日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって、取締役稲越紳也氏は任期満了により、取締役 (監査等委員) 鈴木武氏および取締役 (監査等委員) 川瀧悟氏は辞任により退任いたしました。
4. 当社は、監査等委員会を補助するスタッフを監査部に設置し、併せて同部が内部監査対応も担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員は選定していません
5. 取締役 (監査等委員) 高月重廣氏、取締役 (監査等委員) 伊藤卓志氏および取締役 (監査等委員) 東上清氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届出しております。
6. 取締役 (監査等委員) 高月重廣氏は、公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社の取締役 (監査等委員) は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	4 ^名	91 ^{百万円}
取 締 役 (監 査 等 委 員)	6	16
合 計	10	108

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額240百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給人員には、2019年6月21日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名および取締役（監査等委員）2名を含んでおります。
4. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
- ・ 当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7百万円（取締役(監査等委員を除く)3名分7百万円）。
 - ・ 当事業年度中における役員賞与引当金計上額32百万円（取締役(監査等委員を除く)3名分32百万円）。
5. 上記の支給額のほか、役員退職慰労金を、2019年6月21日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、退任取締役（監査等委員を除く）1名に対して8百万円支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額7百万円が含まれております。
6. 上記の支給額のうち、社外取締役にに対する報酬等の総額は、4名13百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・当社の社外取締役（監査等委員）高月重廣氏と当社の間で特別な利害関係はありません。
- ・当社の社外取締役（監査等委員）伊藤卓志氏は、N D S 株式会社の相談役を兼任しており、同社は当社の発行済株式の2.7%を保有しております。なお、同社グループは当社製品の販売等の取引関係がありますが、直近の事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満であり、同氏の取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。また、同氏の他の重要な兼職先と当社の間で特別な利害関係はありません。
- ・当社の社外取締役（監査等委員）東上清氏と当社の間で特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役（監査等委員）高月重廣	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。会計・財務の専門的知識と幅広い経験に基づき、経営全般にわたり公正かつ客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会において発言を行っております。
取締役（監査等委員）伊藤卓志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。豊富な経験と高い識見に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会において発言を行っております。
取締役（監査等委員）東上清	2019年6月の就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。豊富な経験と高い識見に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会において議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45 <small>百万円</small>
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署から収集した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において下記のとおり基本方針を決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。
 - ロ. コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制委員会およびリスク管理委員会のもと、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
 - ハ. 監査部門（内部監査部門）および監査等委員会は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
 - ニ. 取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
 - ホ. 「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書を閲覧できる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、リスク管理委員会を設置する。
 - ロ. リスク管理委員会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ハ. リスク管理委員会にて検討された内容は、内部統制委員会のフローに落とし込む仕組みとする。
- 二. 監査部門（内部監査部門）は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントおよび監査等委員会に報告する。
- ホ. 適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
 - ヘ. 適切な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
 - ロ. 取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、常務役員および理事ならびに参与は、委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。
- ⑤ 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。
 - ロ. 当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制委員会を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
 - ハ. グループ企業に監査等委員を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査部門（内部監査部門）がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うと共に、早期の問題発見に努める。
- 二. 当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、監査等委員会の同意の取得を必要としております。
- ⑦ 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告等に関する体制
監査等委員会の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査等委員の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査等委員の職務に要する費用を負担する。
取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査等委員会に対して報告し、報告者が報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。
- イ. 経営会議で決議された事項。
 - ロ. 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
 - ハ. 毎月の経営状況の重要な事項。
 - ニ. 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
 - ホ. 重大な法令・定款違反。
 - ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会に対して、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、監査法人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保証する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社および当社グループ各社では、取締役・使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。
具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の監督機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況として、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）のうち、その基本方針に基づき以下の通り取り組みを行っております。

- ①2019年4月1日以降の主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催、監査等委員会を13回開催し、また、経営会議を12回、内部統制委員会を4回、リスク管理委員会を4回それぞれ開催いたしました。
- ②監査等委員会が定めた監査方針および監査計画等に基づき、各監査等委員は監査部門（内部監査部門）を通じて各部門の内部監査に係る監査結果のヒアリング等を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③監査部門（内部監査部門）は、年度計画に基づき、当社の全部門を対象とした業務監査、遵法監査および当社グループ各社の内部監査を実施しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本とし、2020年度から2022年度の3カ年は、連結業績を基準に配当性向50%を目安に株主の皆様への還元を行ってまいります。加えて、中長期的な視点に基づく最適な資本配分を行うべく、手元資金や株価水準等を総合的に勘案し、3カ年で20億円を上限とした自己株式の取得も機動的に実施してまいります。

当事業年度の配当につきましては、昨年11月に中間配当金を1株につき11円とさせていただきますが、期末配当金につきましては、1株につき13円とし、年間としては前事業年度より2円増配し1株につき24円とさせていただく予定であります。

また、内部留保金につきましては、新商品の開発、生産性・品質の向上、営業力の強化、新市場の開拓等に活用し、今後の収益構造の改善および財務基盤の一層の強化・拡充を図ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,476,818	流動負債	12,515,315
現金及び預金	1,364,112	支払手形及び買掛金	8,547,921
預 け 金	29,293,978	未 払 法 人 税 等	949,564
受取手形及び売掛金	19,045,242	役 員 賞 与 引 当 金	32,000
製 品	1,540,793	製 品 保 証 引 当 金	138,409
仕 掛 品	1,357,019	そ の 他	2,847,419
原材料及び貯蔵品	1,273,767	固 定 負 債	2,303,391
そ の 他	603,867	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
貸 倒 引 当 金	△1,963	役員退職慰労引当金	43,600
固定資産	28,286,842	退職給付に係る負債	1,221,468
有形固定資産	19,749,024	そ の 他	422,019
建物及び構築物	7,842,154	負 債 合 計	14,818,706
機械装置及び運搬具	2,656,961	(純資産の部)	
工具器具及び備品	273,412	株 主 資 本	66,764,898
土 地	8,524,839	資 本 金	10,425,325
建設仮勘定	1,634	資 本 剰 余 金	9,923,356
そ の 他	450,021	利 益 剰 余 金	47,334,222
無形固定資産	839,521	自 己 株 式	△918,004
投資その他の資産	7,698,297	その他の包括利益累計額	1,180,055
投資有価証券	5,641,595	その他有価証券評価差額金	2,886,803
繰延税金資産	372,397	土地再評価差額金	△1,624,044
そ の 他	1,691,355	為替換算調整勘定	△311,330
貸 倒 引 当 金	△7,051	退職給付に係る調整累計額	228,626
資産合計	82,763,661	純資産合計	67,944,954
		負債・純資産合計	82,763,661

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		58,336,392
売 上 原 価		46,094,744
売 上 総 利 益		12,241,648
販売費及び一般管理費		6,384,535
営 業 利 益		5,857,112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	147,635	
そ の 他	249,707	397,342
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	33,737	
そ の 他	732	34,470
経 常 利 益		6,219,984
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	331	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	173,182	
受 取 保 険 金	742,479	915,994
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,035	
固 定 資 産 除 却 損	8,376	
保 険 解 約 損	3,340	
減 損 損 失	25,238	37,991
税金等調整前当期純利益		7,097,987
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,069,770	
法 人 税 等 調 整 額	105,012	2,174,783
当 期 純 利 益		4,923,204
親会社株主に帰属する当期純利益		4,923,204

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,608,729	流動負債	12,421,617
現金及び預金	696,379	支払手形	809,122
預け金	29,293,978	電子記録債務	3,330,067
受取手形	2,107,460	買掛金	4,471,999
電子記録債権	2,803,431	未払金	592,998
売掛金	14,209,350	未払法人税等	925,944
製品	1,434,214	未払消費税等	170,742
仕掛品	1,296,569	未払費用	1,341,238
原材料及び貯蔵品	933,735	預り金	247,201
短期貸付金	333,099	前受収益	371
その他	566,575	役員賞与引当金	32,000
貸倒引当金	△66,065	製品保証引当金	138,409
固定資産	27,460,855	設備関係支払手形	229,380
有形固定資産	19,133,533	設備関係電子記録債務	32,792
建築物	6,708,403	その他	99,348
構築物	818,816	固定負債	2,632,812
機械及び装置	2,392,192	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
車両及び運搬具	2,491	役員退職慰労引当金	43,600
工具器具及び備品	236,767	退職給付引当金	1,550,889
土地	8,524,839	その他	422,019
その他	450,021	負債合計	15,054,429
無形固定資産	500,378	(純資産の部)	
水道施設利用権	1,034	株主資本	64,752,395
ソフトウェア	483,755	資本金	10,425,325
その他	15,588	資本剰余金	9,941,856
投資その他の資産	7,826,943	資本準備金	9,941,842
投資有価証券	5,641,595	その他資本剰余金	13
出資	1,020	利益剰余金	45,303,219
関係会社出資金	1,420,530	その他利益剰余金	45,303,219
繰延税金資産	557,609	繰越利益剰余金	45,303,219
長期前払費用	133,519	自己株式	△918,004
差入保証金	58,207	評価・換算差額等	1,262,759
その他	21,513	その他有価証券評価差額金	2,886,803
貸倒引当金	△7,051	土地再評価差額金	△1,624,044
資産合計	81,069,585	純資産合計	66,015,155
		負債・純資産合計	81,069,585

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		57,961,298
売 上 原 価		46,205,809
売 上 総 利 益		11,755,489
販売費及び一般管理費		6,118,120
営 業 利 益		5,637,368
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	156,416	
そ の 他	36,902	193,319
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
為 替 差 損	24,245	
そ の 他	605	24,853
経 常 利 益		5,805,834
特 別 利 益		
抱 合 株 式 消 滅 差 益	174,908	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	173,182	
受 取 保 険 金	742,479	1,090,570
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	145,045	
固 定 資 産 売 却 損	1,025	
固 定 資 産 除 却 損	8,301	
減 損 損 失	736	
保 険 解 約 損	3,340	158,449
税 引 前 当 期 純 利 益		6,737,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,971,465	
法 人 税 等 調 整 額	121,433	2,092,898
当 期 純 利 益		4,645,057

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社アイチコーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川原光爵 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関根和昭 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイチコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社アイチコーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川原光爵 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関根和昭 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部門（内部監査部門）と連携の上、重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社アイチコーポレーション 監査等委員会

監査等委員 高月 重廣 ㊟

監査等委員 伊藤 卓志 ㊟

監査等委員 東上 清 ㊟

監査等委員 青沼 健二 ㊟

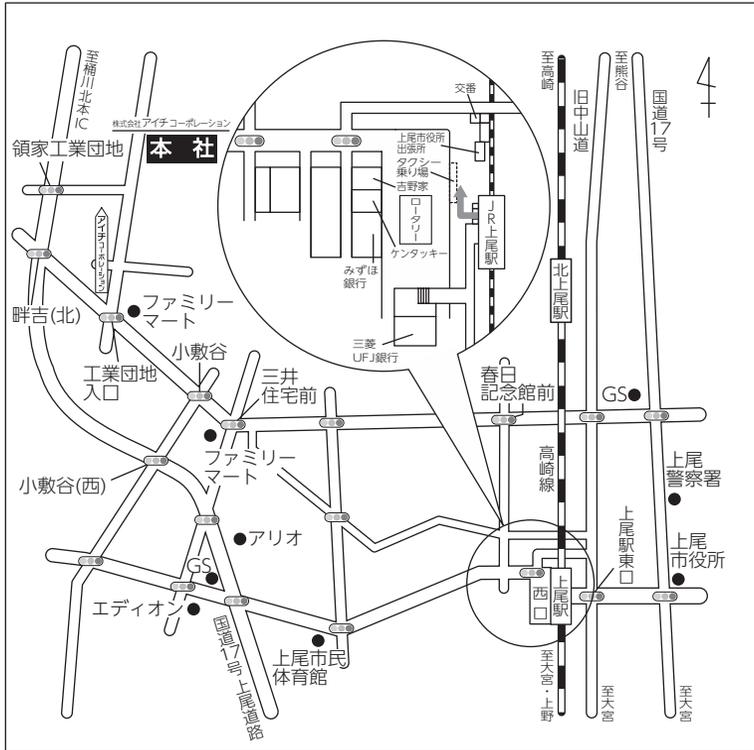
(注) 監査等委員高月重廣、伊藤卓志および東上清は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

日 時：2020年6月18日（木曜日）午前10時

会 場：埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
当本社



- ◎本年は、送迎バスの運行はございません。タクシーをご利用される方は、上尾駅（JR 高崎線）西口の「タクシー乗り場」（上記地図参照）をご利用ください。
- ◎本年は、お土産の配布および製品展示を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。